

●香川県選挙管理委員会告示第15号

令和5年4月9日執行の香川県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年3月31日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	制限額
高松市選挙区	5,863,000円
丸亀市選挙区	5,806,300円
坂出市選挙区	5,495,100円
善通寺市選挙区	4,978,300円
観音寺市選挙区	5,245,900円
さぬき市選挙区	5,556,400円
東かがわ市選挙区	4,947,100円
三豊市選挙区	5,360,600円
小豆郡選挙区	4,871,200円
木田郡選挙区	5,804,400円
綾歌郡選挙区	5,542,300円
仲多度郡第一選挙区	4,820,500円
仲多度郡第二選挙区	5,425,800円